

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

史跡益田氏城館跡は、南北朝時代から安土桃山時代にかけて益田に本拠を置いた豪族益田氏の平地居館である三宅御土居跡(三宅町、東町)と山城の七尾城跡(七尾町、大谷町)によって構成される。

益田氏城館跡の特徴として、発掘調査の成果と、中世文書だけでも800点余りが残る「益田家文書」に代表される文献史料の研究成果をあわせて検討することができること、また、遺構の保存状態も良好であり、居館と山城及びそれを取り巻く歴史的環境が一体となって現在に残っていることがあげられ、日本の歴史を考えるうえで極めて重要な遺跡といえる。

昭和58(1983)年の山陰豪雨災害により甚大な被害を受けた益田市では、防災道路の一環として都市計画道路沖田七尾線^{※1}を都市計画決定した。昭和59(1984)年8月から道路整備工事は始まったが、この道路が当時県史跡であった三宅御土居跡を縦断することから、学術団体や市民団体から保存要望書の提出が相次ぐなど保存運動が活発化し、工事はいったん中断した。そのような中、益田市は三宅御土居跡、七尾城跡の実態を解明するための発掘調査に着手する一方で、歴史学と都市工学の学識経験者及び建設省(当時)・文化庁・島根県・益田市の関係機関による「益田市歴史を活かしたまちづくり研究会」を設置し、まちづくりのあり方と対応方針の検討を行った。さらに、この研究会からの提言を受けて、益田市の各分野代表者による「益田市歴史を活かしたまちづくり検討委員会」を設置して検討を行い、平成6(1994)年に「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」を策定した。この計画に基づいて、道路は遺構を保護する工法で整備し、^{きょうおんじ}暁音寺鍵曲がり^をを保全した施工区間と合わせて、平成14(2002)年3月に完成した(愛称：七尾城通り)。平成16(2004)年9月30日には、遺跡の価値を踏まえ、両遺跡が一括して「益田氏城館跡」の名称で国の史跡に指定された。

遺跡の中心部分を広範囲に占める浄土真宗の泉光寺は、史跡指定地内において規制の下で寺院経営を行うことへの憂慮から、史跡指定を契機に移転する方針を決定し、それを受けて益田市は平成17年度から寺院境内地の土地買い上げに着手した。また、益田市はこの貴重な遺跡を適切に保存し、確実に次世代へ伝えていくために平成19(2007)年3月に「史跡益田氏城館跡保存管理計画」を策定して保存と管理の方針を定めるとともに、平成20年度から整備に向けた内容確認のための発掘調査に着手した。

益田市では、地域固有の歴史文化^{※2}を、これからのまちづくりに欠かすことのできない重要な資産と位置づけて様々な事業を展開してきた。歴史を活かしたまちづくりの中核を

※1 三宅御土居跡を南北に縦断する道路は、これまでの経過において「都市計画道路沖田七尾線」と呼称してきたが、現在は「一般県道 171 号益田種三隅線」と呼称されるのが一般的となっている。以下本文中において、過去の経過など本来「都市計画道路沖田七尾線」と記載すべき箇所が複数存在するが、路線名の混在を防ぐため、以下、「県道益田種三隅線」に表記を統一する。ただし、当時の資料の転載については、この限りでない。

※2 本計画でいう歴史文化とは、文化庁編『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』の定義により、「文化財と文化財の周辺環境とが一体となったもの」を指す。

なす益田氏城館跡の整備と活用は、その具現化に大きく寄与するものであり、寺院境内地の公有化の完了と第1期発掘調査の終了を機に、整備基本計画を策定することとした。

1-2 計画の目的

「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」では、古代・中世・近世の三時代を基軸に、市域全体をフィールドミュージアム※³として捉え、まちづくりを図っていくこととした。その方針に沿って益田氏城館跡は、平成26(2014)年3月に新たに国の史跡に指定された中須^{なかず}東原^{ひがしはらいせき}遺跡と一体的な整備・活用が求められることとなった。さらに、平成30年度に策定した文化財の保存と活用に関するマスタープラン「益田市歴史文化基本構想」でも、益田氏城館跡を関連文化財群「益田氏と雪舟がつくり上げた中世のまち益田」の代表的な構成要素に位置づけ、「中世益田歴史文化保存活用区域」の中核史跡としている。

本計画では、三宅御土居跡と七尾城跡のそれぞれについて、今後の遺跡整備に関する基本的な方向性を示すとともに、遺跡の将来的な活用ビジョンを明らかにすることを目的とする。

1-3 計画策定の経過

1-3-1 計画策定の体制

計画策定にあたっては、益田市教育委員会から「史跡益田氏城館跡の整備・活用に係る基本的な方針について」の諮問を受けて、市の附属機関である「史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会」（以下、「委員会」という）において、文化庁、島根県教育委員会の指導・助言のもと、調査・審議が行われた。委員会からの答申を受け、益田市・益田市教育委員会としての計画案を作成し、パブリックコメントを経て、益田市の計画として決定した。

なお、会議資料作成・計画書素案作成等の事務局支援業務を株式会社空間文化開発機構に委託した。

また、計画の素案を作成する段階において、市役所関係各課の職員で構成するワーキンググループにおいて議論し、素案の補強を行った。

策定体制や検討経過等については巻末の参考資料1～3に掲載している。

※³ フィールドミュージアム…野外博物館。その土地の歴史・風土・文化そのものを博物館または美術館に見立て、住んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組み。いわゆるハコモノといわれる従来型の博物館に対して、地域全体を博物館に見立てた住民主体型の博物館活動であることが特徴。

1-3-2 計画策定の流れ

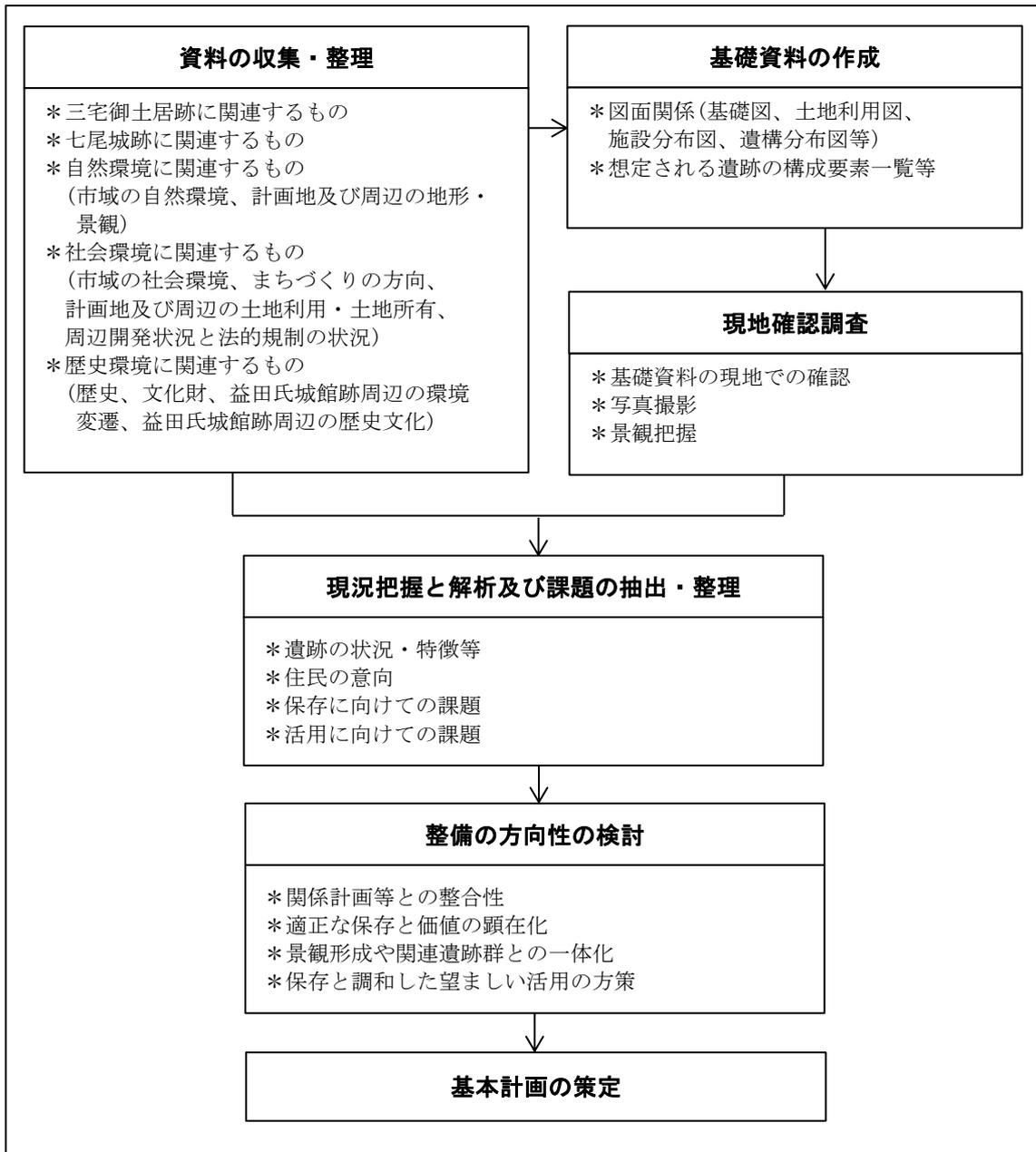


図 1-1 計画策定のフロー

1-4 史跡の位置と計画の対象範囲

益田氏城館跡は、益田市西部に広がる益田平野の東端部に位置する。JR益田駅から直線距離で1.5～2.5kmの地点にあり、山陰自動車道の益田道路からの連絡も容易な交通至便な位置にある。市街地を北流する益田川は、一級河川高津川の東側に並んで日本海に注ぐ二級河川で、三宅御土居跡は、この益田川の河口から約5km遡った上流の右岸に立地する。七尾城跡の本丸跡とは、益田川を挟んで約870mの距離がある。七尾城跡と益田川の右岸、多田川に囲まれた範囲はかつての城下町で、妙義寺、暁音寺があり、益田川の対岸には染羽天石勝神社、医光寺、万福寺などの益田氏ゆかりの寺社がある。

本計画の対象範囲(以下、「計画地」という)は、三宅御土居跡と七尾城跡の史跡指定地とし、これを直接的な計画地とする。なお、現在まで未指定となっている部分については追加指定を目指すこととし、直接的な計画地を含めるものとする。

益田氏城館跡は、一定の距離を隔てた中世益田氏の城と館が対となった遺跡であり、両遺跡の間には前述したように城下町が形成されていた。史跡の周辺には、益田氏ゆかりの寺社や歴史文化が色濃く残り、中世都市益田を構成する要素として史跡と関連性を持たせて整備・活用を図ることが望ましい。そのため、これら城下町の文化遺産や、益田市立歴史民俗資料館等の関連資源については、間接的な計画地(以下、「史跡周辺地域」という)として本計画に取り込むものとする。

この史跡周辺地域は、「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」における地区整備計画の「文化遺産の保存とその環境の保全エリア」、「伝統的景観創造エリア」、「復元的特別整備エリア」をあわせた範囲とおおむね一致している。

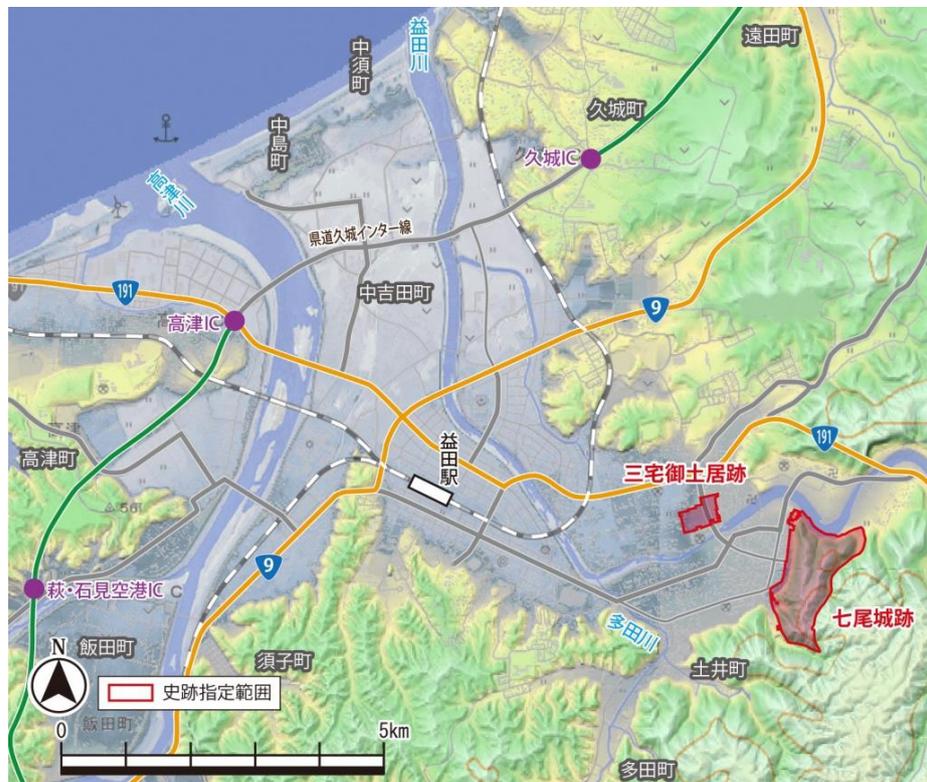


図1-2 益田氏城館跡の位置図

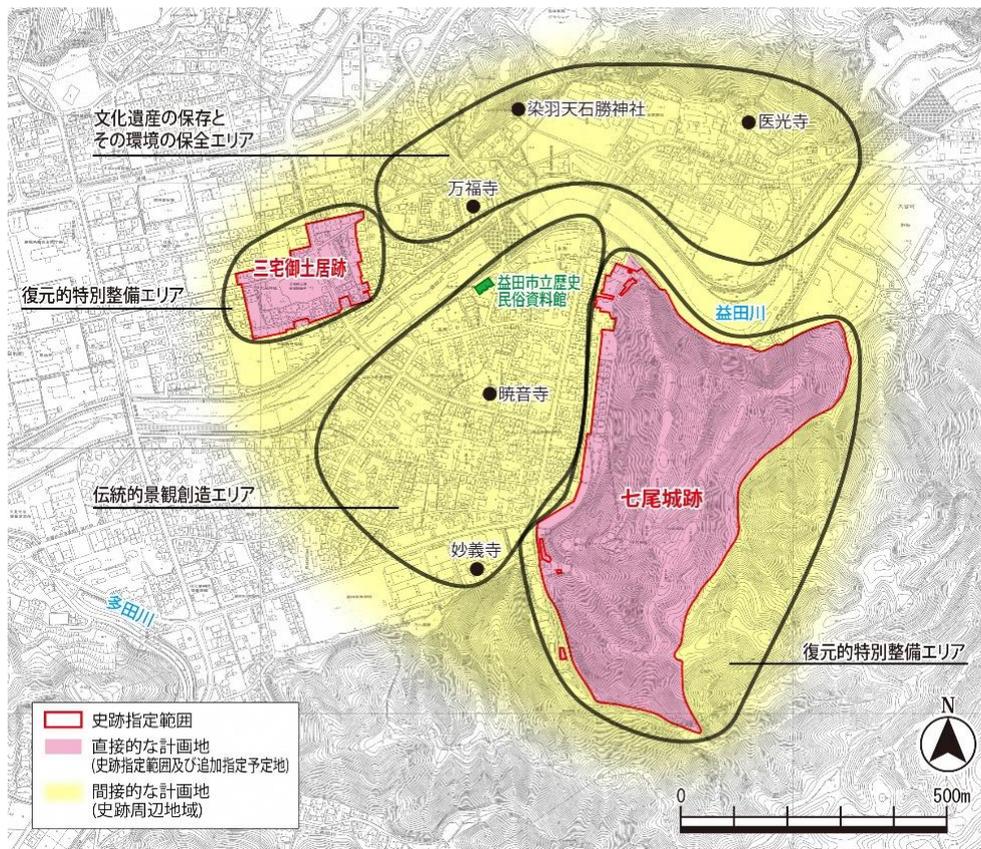


図 1-3 計画の対象範囲(計画地)図

1-5 計画の期間及び見直しについて

本計画は、史跡指定地を中心としつつ、その周辺地域も視野に入れた整備・活用の主題・方向性・目標を定めるものである。史跡の指定面積は、三宅御土居跡が約3.0ha、七尾城跡が約26.5haと、ともに広大な範囲に及ぶため、長期計画で事業に取り組む必要がある。

そこで、一つの事業期間をおおむね10年と設定し、社会的な要因や調査・整備の進捗、財政状況に応じて、計画内容の見直しを適宜行うものとする。

なお、第1期事業は、三宅御土居跡においては主郭の整地及び土塁の修復整備を行い、供用開始の実現を図ること、七尾城跡については見学路の整備及び本丸・二の段ゾーンの曲輪の顕在化を主な目標とし、期間は2024年度までとする。

整備期間 (年度)	第1期事業		第2期事業		第3期事業～
	2019	2024	2025	2033	2034～
三宅御土居跡	主郭ゾーンの整備 → 土塁ゾーンの調査・整備		帯曲輪、堀跡ゾーンの公有化・調査・整備		□ □ □
七尾城跡	見学路、本丸・二の段、神社関係ゾーンの整備		東、西、南尾根曲輪群、大手推定ゾーンの調査・整備		□ □ □

図 1-4 計画の期間の考え方 ※適宜、計画内容の見直しを行う

1-6 本計画の位置づけと関係計画

1-6-1 本計画の位置づけと関係計画

益田氏城館跡の整備は、本市の最上位計画である「第5次益田市総合振興計画」におけるまちづくりの基本目標の一つである「豊かな心を育み、歴史・文化を誇れるまち」の創出に向けた具体施策「豊かな歴史・文化資源を保存・活用したまちづくりの推進」の主な施策の一つとして位置づけられる。また、平成27(2015)年10月に策定された「まち・ひと・しごと創生 益田市総合戦略」の中では、益田氏城館跡等の中世遺跡を含む文化財を一つの資源として、固有の歴史と文化を活かした観光振興と交流人口の拡大を図ることとしている。

益田市の教育に関わる最上位計画として平成26(2014)年2月に策定された「益田市教育ビジョン」においては、めざす子ども像として「ふるさとを愛情をもって語り、地球的視野に立って社会貢献する自立した子ども」を掲げている。益田市を語るうえで欠かせない歴史的要素の一つとして中世益田氏を位置づけ、「ふるさとのよさを理解する子ども」を育てるための到達目標として、「豊かな歴史・文化資源を保存・活用したまちづくり」に言及している。なお、「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、市長と教育委員会が連携して策定した益田市「教育に関する大綱」(平成27年6月)及び「益田市社会教育推進計画」(平成26年2月)においては、「ふるさと教育の推進」が目標の一つとして掲げられている。

「益田市都市計画マスタープラン」、「益田市景観計画」では、歴史文化が集中する益田地区周辺は「歴史・文化ゾーン」、「歴史的まち並み景観」と位置づけられている。

また、本市の観光振興・MICE^{※4}誘致を図っていくために策定した「益田市観光振興・MICE誘致計画」(平成28年3月)においては、歴史や文化、伝統芸能等の地域資源をブラッシュアップし、地域の観光資源の魅力をさらに高めるとともに、相互連携によるストーリー化によって、「益田市を訪れたくなる価値」を創造するとしている。

本計画は、上記の計画との整合を図る中で策定するものである。なお、これらの関係計画の概要については参考資料4に掲載している。

※4 MICE(マイス)…【Meeting】企業等の会議、【Incentive Travel】企業等の行う報奨・研修旅行、【Convention】大会・学会・国際会議、【Exhibition/Event】展示会・見本市・イベントの頭文字をあわせた言葉で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

1-6-2 本計画の前提となる計画

平成6(1994)年に策定した「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」では、益田氏城館跡を含む益田地区について基本的な地区整備の考え方を示している。さらに、平成19(2007)年に策定した「史跡益田氏城館跡保存管理計画」では、災害に強いまちづくりのための三宅御土居跡部分の道路整備や、益田氏城館跡を確実に次世代に継承するための適切な保存管理の方針を定めている。これら二つの計画を、本計画の前提と位置づける。

○『益田市歴史を活かしたまちづくり計画』 平成6(1994)年6月

<基本方針>

市域の山間部を除いた歴史遺産は、小丸山古墳から鶺鴒の鼻古墳群に至る「古代ゾーン」、益田氏城館跡を含む益田地区を中心とした「中世ゾーン」、高津地区のまち並みを中心とした「近世ゾーン」に分けることができる。

益田市では古代、中世、近世の三時代を基軸とした文化遺産を活かしたフィールドミュージアムを目指して、「まもる(遺跡、地割、まち並みや歴史的構造物、信仰や伝承、景観の保存・継承)」、「つくる(三宅御土居跡、七尾城跡、古墳周辺の古代景観、道、港、益田川や高津川の親水空間、益田地区のまち並み景観を再現する創出・創造・再活用・演出)」、「つたえる(歴史博物館の設置、イベントの企画、説明設備の充実、人材の育成等による伝達・公開)」ことを基本方針とした。

<基本構想>

フィールドミュージアム化という基本方針に基づいたまちづくりのために、益田の歴史を特徴的に語ることでできる遺跡の整備を図るとともに、それらを結ぶルートを設定する。特に、中世の歴史文化が集中している旧益田地区を重要な中核ゾーンとして位置づけ、高津地区のまち並みや鶺鴒の鼻古墳群等をサテライトゾーンとして捉えて整備を図っていくものとする。

また、各ゾーンについては、「古代ゾーン」は、核となる歴史拠点として鶺鴒の鼻古墳群、スクモ塚古墳、大元古墳群の整備等を検討する。「中世ゾーン」は、市内の中世の歴史要素がほぼ集約されている益田地区の三宅御土居跡、七尾城跡を中心拠点として、周辺の中世今市船着場跡等の調査や整備を図っていくとともに、これらを結びつける歴史的な道筋を活用した回遊ルートを創出する。「近世ゾーン」は、高津地区や万福寺周辺のまち並み、大浜、津田の漁村集落や戸田の柿本神社を拠点として位置づけ、調査研究、保存修復や周辺環境の修景整備等を推進し、また、伝統的産業を育成して地域の活性化へ結びつけていく。

<益田地区・歴史を活かした地区整備計画>

i) 目標及び整備テーマ

基本構想において中心核と位置づけている益田地区は、中世益田氏の拠点であり、

当時の建築や庭園が残されている。三宅御土居跡、七尾城跡や中世から受け継がれた地割等、豊かな歴史文化を有している地区であることから、「中世」をテーマとし、「歴史を活かし、自然と生活が調和するまちづくり」を展開する。

ii) 地区整備の基本的な考え方

地区が有している歴史的背景や地区の構造等を、十分に反映・活用する。「医光寺」、「三宅御土居跡」、「七尾城跡」は、1辺8町(約873m)の正三角形を形成し、三宅御土居跡と七尾城跡の間は、かつての城下町の地割を残し、また、三宅御土居跡と医光寺の間には、万福寺本堂・庭園、染羽天石勝神社本殿、医光寺庭園といった国指定文化財や勝達寺跡、万福寺椎山墓地五輪塔(伝益田兼見墓)、医光寺総門(伝七尾城大手門)があり、これらの拠点を互いに結びつける「トライアングル軸」を骨格とし、この軸線を意識した街路整備や拠点整備等を行う。

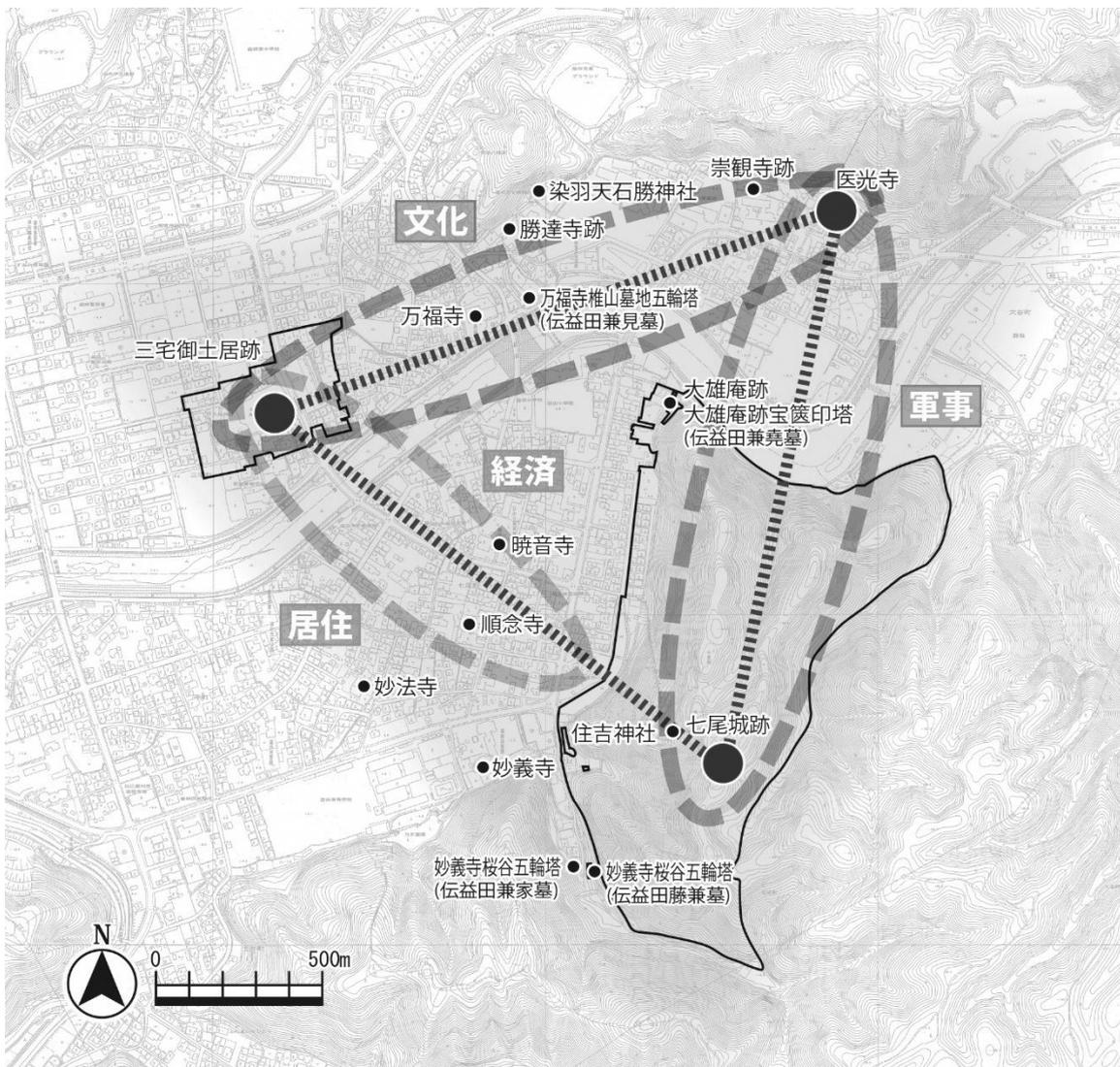


図 1-5 トライアングル軸

(「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」より一部加筆)

○『史跡益田氏城館跡保存管理計画』 平成 19(2007)年 3月

平成16(2004)年9月30日に益田氏城館跡が国の史跡に指定されたことを受けて、この史跡を適切に保存し、確実に次世代に伝えていくことを目的に策定した。この計画では、史跡の保存管理の基本方針やその方法、現状変更等の取扱基準、追加指定、土地の公有化、史跡の整備・活用、管理運営、また、指定地外の周辺環境及び景観を構成する諸要素の保存管理や景観形成への取り組みに関する基本的な考え方が示されている。

<地区(ゾーン)設定>

史跡指定地は、遺構の形態、地形及び土地利用の状況が異なるなど、いくつかの性質の違う地区が含まれているため、これらの状況に基づいて地区区分を行い、地区区分ごとの保存管理の考え方、現状変更等に対する取り扱い基準を定めた。

三宅御土居跡・・・A：館跡・泉光寺ゾーン、B：土塁・墓地ゾーン、C：都市計画道路ゾーン、D：堀跡ゾーン

七尾城跡……………A：曲輪・遺構ゾーン、B：神社関係ゾーン、C-1：山地部緑地ゾーン、C-2：大手推定ゾーン、D-1：堀跡推定・公共施設ゾーン、D-2：堀跡推定・民間施設ゾーン、E：民間施設ゾーン、F：配水池ゾーン

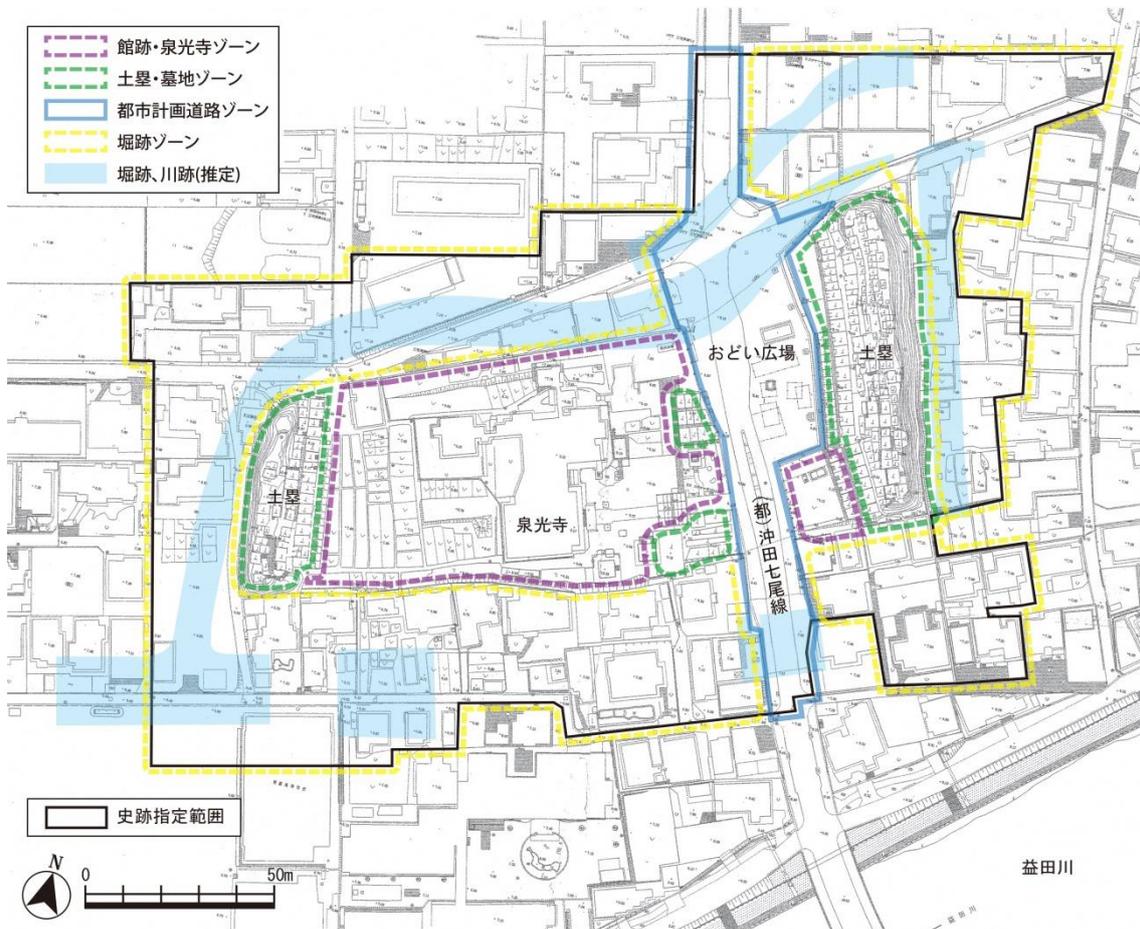


図 1-6 三宅御土居跡の地区区分図

(「史跡益田氏城館跡保存管理計画」より)

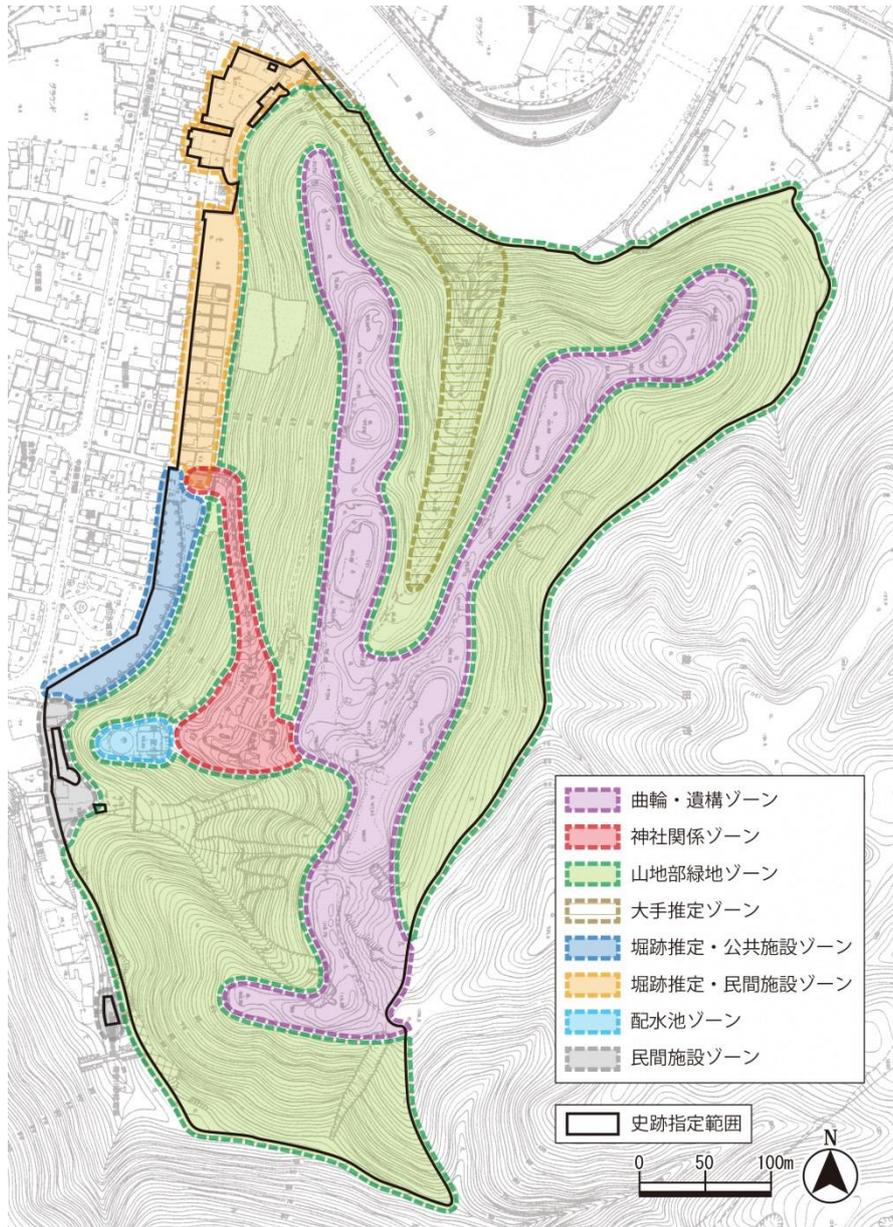


図1-7 七尾城跡の地区区分図
 (「史跡益田氏城館跡保存管理計画」より)

<地区区分ごとの現状変更等の取扱方針及び取扱基準>

三宅御土居跡と七尾城跡それぞれについて、地区区分ごとの現状変更等の取扱方針及び取扱基準を設定する。

<益田氏城館跡の整備・活用>

1 整備・活用の基本的な考え方

- ①地元住民及び関係団体と協議し、国・県の協力を得て整備計画を策定し、実施するものとする。
- ②発掘調査等の学術的調査の成果を踏まえて実施するものとする。
- ③文化財保護法、都市計画法、建築基準法、景観法、森林法等の関係する各種法令との調整・連携を図ることとする。

＜史跡を構成する諸要素＞

史跡を構成する諸要素を、「A：本質的価値を構成する諸要素」と「B：本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に分類し、整理した。

(1) 三宅御土居跡

A. 本質的価値を構成する諸要素

- ① 遺構
 - ア. 現状及び調査で確認されたもの
土塁(東土塁、西土塁)、堀跡、川跡、
建物跡(礎石建物跡、掘立建物跡)、井
戸跡 等
 - イ. 地下に埋蔵されている遺構、遺物(推
定)
建物跡(礎石建物跡、掘立建物跡)、川・
堀跡、護岸跡 等
- ② 樹木
 - ア. エノキ、タブノキ、ケヤキ、モミ、
クロガネモチ^{※5}

※5 史跡指定当時、三宅御土居跡には7本の古木が存在し、史跡の本質的価値を構成する諸要素と定めて保存する方針としたが、台風被害等により2本(エノキ、ケヤキ)が倒木した。また、保存管理計画でケヤキとしていた1本は、その後の調査によってムクノキであることが確認されたことから、現存する古木は5本(タブノキ2本、ムクノキ、モミ、クロガネモチ)である。

B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

- ① 建造物・構造物
 - ア. 寺院関連建造物・構造物
泉光寺：本堂、庫裏、山門、経堂、
鐘楼等
 - 大元神社：本殿、鳥居等
 - イ. 便益施設
便所、外灯、案内表示板
 - ウ. 学校関連施設
 - エ. 近代以降の墓地
 - オ. 一般住宅、商店等
- ② 道路とその関連施設
 - ア. 県道とその関連施設
 - イ. 市道とその関連施設
 - ウ. 里道
 - エ. おどい広場とその関連施設
- ③ 水路とその関連施設
- ④ その他の人工物
 - ア. 電柱、上水道等
- ⑤ 樹木
 - ア. アベマキ等
- ⑥ 耕作地

(2) 七尾城跡

A. 本質的価値を構成する諸要素

- ① 遺構
 - ア. 現状及び調査で確認されたもの
曲輪(本丸、二の段、厩の段、太鼓の段、
千畳敷、尾崎丸、良の出丸、帯曲輪、
腰曲輪等)、井戸(馬釣井)、堀切、土塁、
畝状空堀群(連続空堀群)、大雄庵跡、
堀跡(花菖蒲園)、礎石建物跡、敷石、
石組溝跡、溝跡、炉跡 等
 - イ. 地下に埋蔵されている遺構、遺物
(推定)
堀跡、大手門跡、大手道 等
- ② 墓
 - ア. 益田兼堯の墓(伝)、益田藤兼の墓(伝)
^{※6}
- ③ 山林
 - ア. 自然林(スタジイを中心とした植生)
- ④ 自然地形

※6 指定文化財の名称改定を行い、それぞれ大雄庵跡宝篋印塔(伝益田兼堯墓)、妙義寺桜谷五輪塔(伝益田藤兼墓)に変更されている。

B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

- ① 建造物・構造物
 - ア. 寺院関連建造物・構造物
住吉神社：本殿、拝殿、鳥居等
 - イ. 便益施設
便所、外灯、案内表示板
 - ウ. 散策道
 - エ. 配水池
 - オ. 一般住宅、商店等
 - カ. 近代以降の墓地
 - キ. 駐車場
- ② 道路とその関連施設
 - ア. 市道とその関連施設
 - イ. 里道
- ③ 水路とその関連施設
- ④ その他の人工物
 - ア. 電柱、上水道、砂防ダム等
- ⑤ 山林
 - ア. 人工林(近代以降の植林)
- ⑥ 花木の植栽
 - ア. ウメ、サクラ、ツツジ等

(「史跡益田氏城館跡保存管理計画」より)